

平成27年 4月 1日

## 株式会社 中国警備保障 行動計画（第3回）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくること  
によって、全ての社員が その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行  
動計画を策定する。

### 1. 計 画 期 間

平成27年 4月 1日 から 平成32年 3月 31日までの五年間

### 2. 内 容

目 標 1 : 年次有給休暇の取得率を、10%以上上昇させる。

〈 対策 〉

平成27年 4月 年次有給休暇の取得状況について実態を把握

平成27年 5月 安全衛生管理委員会での検討開始

平成27年11月 計画的な取得に向けた管理職研修の実施

平成28年 4月 有給休暇取得推進日の指定、有給休暇取得予定表の掲示や、  
取得状況のとりまとめ等により取得促進の取組開始

目 標 2 : 平成30年4月までに、所定外労働削減のための措置の実施

〈 対策 〉

平成27年 2月 拠点長会議にて最大の所定外労働の5時間／月短縮を検討  
し75時間／月にすることが会議で承認。今後年度ごとに短  
縮を実施し、最大60時間／月以内を目指す。

平成28年 2月 拠点長会議にて最大の所定外労働の5時間／月短縮を検討  
し70時間／月にすることを会議で検討し実施を目指す。

平成29年 2月 拠点長会議にて最大の所定外労働の5時間／月短縮を検討  
し65時間／月にすることを会議で検討し実施を目指す。

平成30年 2月 拠点長会議にて最大の所定外労働の5時間／月短縮を検討  
し60時間／月にすることを会議で検討し実施を目指す。

目 標 3 : 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

〈 対策 〉

平成27年 4月 掲示板にて、育児休業制度の内容について周知する。